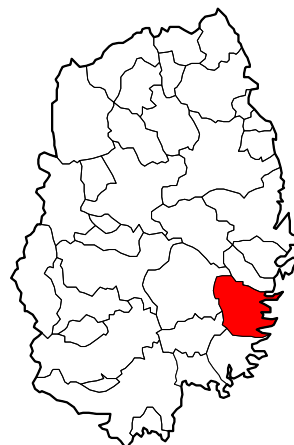


# 港湾物流特区

都道府県名： 岩手県  
申請主体名： 釜石市  
区域の範囲： 釜石市の区域の一部（釜石港地域の一部分）



特区の概要： 「1205(1214)重量物輸送効率化事業」を用いた3軸セミトレーラにより薄板コイルの輸送は効率化されているが、「1205(1214)重量物輸送効率化事業」の基準緩和項目に、長さ、最小回転半径を追加し、3軸ポールトレーラの新規製作・登録をすることによって、18m鋼片の輸送についても効率化を図るもの。

適用される規制の特例措置： ・重量物輸送効率化事業



走行ルート

(●の2箇所において公道を横断する)



特例措置対象車両